

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公表番号】特表2014-506890(P2014-506890A)

【公表日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-015

【出願番号】特願2013-554520(P2013-554520)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/19	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/18	(2006.01)
A 6 1 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/19
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	25/14
A 6 1 P	25/16
A 6 1 P	25/18
A 6 1 P	21/02
A 6 1 P	9/00
A 6 1 K	9/14
A 6 1 K	9/107
A 6 1 K	9/08
A 2 3 L	1/30
	Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月4日(2015.2.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高齢期成人における認知を改善するための医薬を製造するための、 - ヒドロキシ - メチルブチラートの使用。

【請求項2】

高齢期成人における神経変性疾患に伴う認知疾患を治療するための医薬を製造するための、 - ヒドロキシ - メチルブチラートの使用。

【請求項3】

幼児、児童または青年における認知機能を改善するための医薬を製造するための、
ヒドロキシ - - メチルブチラートの使用。

【請求項 4】

ヒドロキシ - - メチルブチラートを毎日投与される、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 5】

ヒドロキシ - - メチルブチラートが、0 . 1 g / 日から 10 g / 日の用量、または
0 . 1 g / 日から 5 . 0 g / 日の用量で投与される、請求項 4 に記載の使用。

【請求項 6】

ヒドロキシ - - メチルブチラートが、少なくとも 1 年間投与される、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 7】

ヒドロキシ - - メチルブチラートが、栄養粉末、栄養エマルジョン、および透明な液体からなる群より選択される形態である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 8】

高齢期成人が、認知機能低下に罹患している、または高齢期成人が、神経機能不全に罹患している、請求項 1 および 4 ~ 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 9】

神経変性疾患が、アルツハイマー病、ハンチントン病、パーキンソン病、認知症、筋委縮性側索硬化症、卒中、および統合失調症からなる群より選択される、請求項 2 および 4 ~ 8 のいずれか一項に記載の使用。